# 知事等特別職の給与改定について

#### 1 知事等特別職の給与改定

- 給料月額については、改定しない。
- 期末手当については、改定することとしたい(+0.1月)。

### (1) 給料月額

・ 前回改定時(平成7年)からの一般職の給与改定の累積改定率(2.22%)が微小であり、また、他県の状況等を勘案し、特別職報酬等審議会委員懇談会の意見のとおり、給料月額については、据え置く。

### (2) 期末手当の支給月数

- ・ 現在、本県の特別職の期末手当は、国の指定職(事務次官・本省の局長等)の期末・勤勉手当の支給月数と同様に3.3月としている。
- ・ 国の指定職の期末・勤勉手当は、人事院から、0.1月引き上げの勧告を受けており、一般職の動向も踏まえ、3.4月とすることとしたい。(令和5年12月期期末手当から適用予定)

# 【参考1】

給与改定に係る特別職報酬等審議会委員懇談会(令和5年11月9日開催)の意見

・ 給料月額は据え置くことが適当

#### 【参考2】

一般職については、10月の人事委員会勧告どおり、期末・勤勉手当の年間支給月数を、現行の4.4月から0.1月引き上げ、4.5月とすることとしたい。(令和5年12月期期末手当から適用予定)

#### 2 改正が必要な条例等

### (1) 改正予定条例

- 知事及び副知事の給与等に関する条例
- 公営企業管理者の給与等に関する条例
- 教育長の給与等に関する条例
- 監査委員の給与等に関する条例
- 特別職の秘書の職の指定等に関する条例

# (2) 改正条例の提案

令和5年12月6日提案予定